

第5次君津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）概要版（p.1）

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは、市役所が実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量削減のための措置について定める計画です。

第1章 君津市におけるこれまでの取組状況

1. 第4次計画の目標達成状況

計画期間	平成29（2017）年度から令和5（2023）年度まで（令和3（2021）年12月一部改正）		
目標	令和3（2021）年度までに基準年度（平成27（2015）年度）比で10%削減 令和4（2022）、令和5（2023）年度は対前年度比で削減		
達成状況	平成27（2015）年度 10,050t-CO ₂	32.9%削減	令和3（2021）年度 6,742t-CO ₂

2. 第4次計画の主な取組状況

- ①省エネルギー設備の導入 ②公共施設等の再編に係る取組 ③公用車の適正使用の推進
- ④日常業務における職員の取組 ⑤契約電力会社の変更

3. 温室効果ガス排出量の状況

令和3（2021）年度の市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、6,742t-CO₂であり、第4次計画の基準年度である平成27（2015）年度と比較して32.9%削減しました。これは令和元（2019）年度から水道事業がかずさ水道広域連合企業団に移管されたことが大きく影響しています。

令和3（2021）年度の活動種類別の排出量では、電気の使用による排出量が最も多く87.6%、次いで軽油、LPガス、ガソリン、軽油の使用となっています。

部門別の排出量では、教育部（小中学校を除く）が最も多く24.5%、次いで市民環境部、小中学校、総務部、保健福祉部となっています。

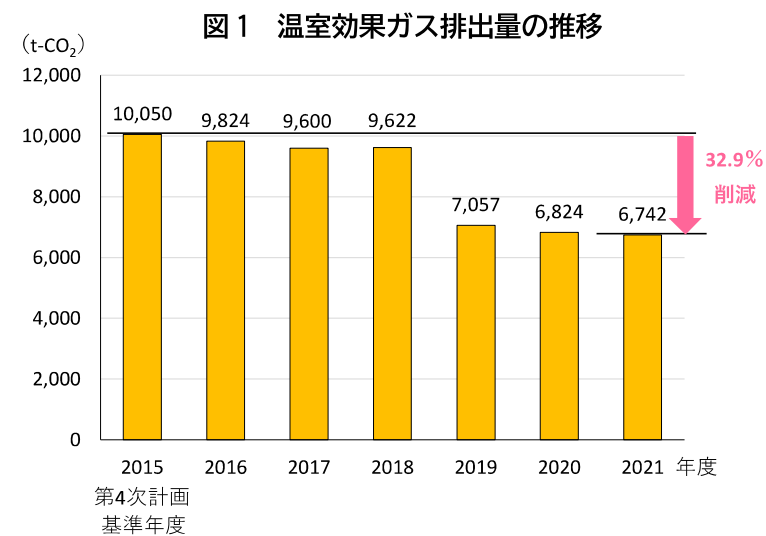


図2 活動種類別の排出量割合（令和3（2021）年度）

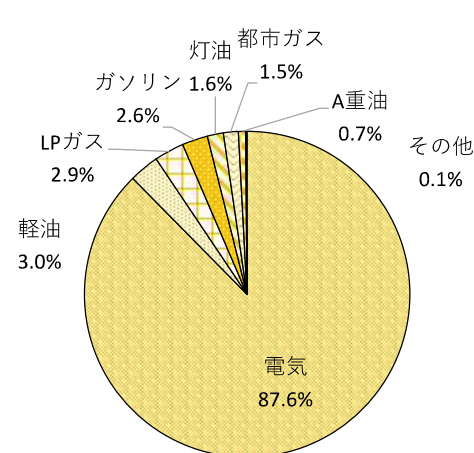
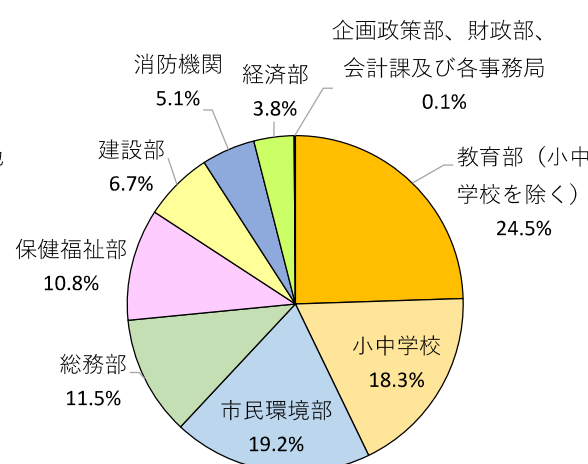


図3 部門別の排出量割合（令和3（2021）年度）



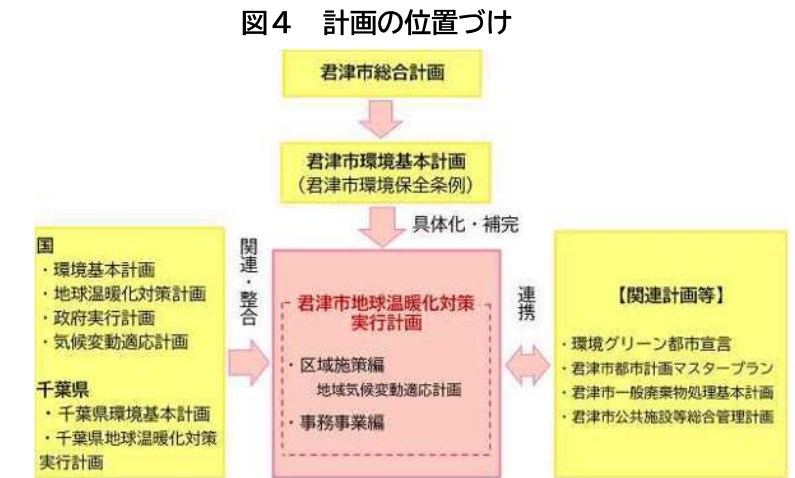
第2章 基本的事項

1. 計画策定の目的

市が地球温暖化の防止を目的とする環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、自ら環境に与える負荷を軽減し、市民及び事業者に対する先導的役割を果たすことを目的とします。

2. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条及び君津市総合計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。また、「君津市環境保全条例」に基づき、「君津市総合計画」を環境面から推進するために策定された「第2次君津市環境基本計画」の基本方針⑧「地球温暖化対策・省エネルギー」を具体化した個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合も図るものとします。



3. 計画の期間、基準年度、目標年度

計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。また、基準年度及び目標年度は、国の政府実行計画と整合をとり、基準年度を平成25（2013）年度、目標年度を令和12（2030）年度とします。

表1 計画期間

年度	平成25 (2013)年度	...	平成29 (2017)年度	...	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	...	令和12 (2030)年度
総合計画 基本構想					→			
事務事業編	基準年度		第4次			第5次		目標年度

4. 計画の対象範囲

原則として、市の全ての事務事業及び市が所有する施設（庁用自動車を含む）を対象とするものであり、外部委託または指定管理者制度により管理運営する施設を含みます。

5. 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、国の地球温暖化対策計画で対象とされている二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質とします。ただし、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、排出の実態把握が困難であり、本市の事務事業において発生しないため、排出量把握の対象外とします。

6. 第5次計画における主な変更点

①基準年度の変更

基準年度は、国の政府実行計画と整合を図り、平成27（2015）年度から平成25（2013）年度に変更します。

②使用する電気の二酸化炭素排出係数の変更

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（環境省、令和4年3月）の改定や再生可能エネルギー電力の調達等の取組の評価の必要性を踏まえ、算定方法を見直しました。第4次計画において、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の二酸化炭素排出係数は、基準年度（平成27（2015）年度）の基礎排出係数を固定して使用していましたが、第5次計画において、各年度の基礎排出係数及び調整後排出係数を使用します。ただし、温室効果ガス排出量削減目標は、調整後排出係数を使用して算定した排出量とします

※電気の二酸化炭素排出係数

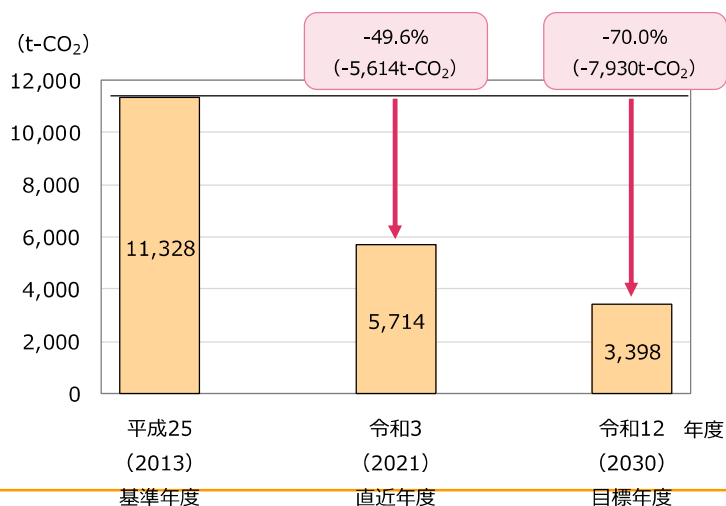
電気の供給に係る二酸化炭素の排出量を表す数値です。基礎排出係数は、電気事業者が電気の発電に伴う燃料の燃焼によって排出された二酸化炭素の量を供給した電力量で除したものであり、調整後排出係数は、基礎排出係数に電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値を反映したものです。

第5次君津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案） 概要版（p.2）

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

国の政府実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として基準年度である平成 25（2013）年度比 50%削減を掲げています。このことを踏まえつつ、市民及び事業者に対する先導的役割を果たすため、本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定します。

図5 温室効果ガス排出量の削減目標



温室効果ガス排出量削減目標

令和 12（2030）年度までに
平成 25（2013）年度比 **70%以上** 削減を目指します。

第4章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組（1）

1. 取組方針

（1）省エネルギーの推進

既存設備を含めた公共施設や道路及び公園照明灯の LED 照明の導入割合を令和 12（2030）年度までに 100%とするとともに、高効率設備への更新・導入を進めます。

（2）再生可能エネルギーの利用推進

設置可能な公共施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、令和 12（2030）年度までに公共施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

また、軽油や灯油等を使用する設備は、電化もしくは、温室効果ガス排出量が少ない燃料への転換を検討します。

（3）公用車の電動化推進

代替可能な電動車がない場合を除き、公用車の新規導入・更新の際は、全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）の場合においても令和 12（2030）年度までに全て電動車とします。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

（4）ファシリティマネジメント施策との連携

今後予定する新築事業は、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和 12（2030）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とすることを目指します。

また、公共施設の機能・規模の適正化を行い、公共施設の総量の縮減により、省エネの推進を図ります。

「君津市 DX 推進方針」に基づきデジタル化を進め、エネルギーの効率的な利用や業務の効率化等によるエネルギーや資源の使用削減を図ります。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて以下①～④に分類されます。

- ①ZEB :100%以上削減（省エネ+創エネ）
- ②Nearly ZEB :75%以上削減（省エネ+創エネ）
- ③ZEB Ready :50%以上削減（省エネ）
- ④ZEB Oriented :30~40%以上削減（省エネ）、延床面積 10,000m²以上

第4章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組（2）

2. 具体的な取組

（1）省エネルギーの推進

- ◎ 照明の適正使用
- 空調の適正使用
- 給湯の適正使用
- OA 機器等の適正使用
- その他取組事項

進行管理指標	現状値 2022 年度	目標値 2030 年度	温室効果ガス 削減見込量 2030 年度
公共施設の LED 照明導入率	20.5%	100%	944t-CO ₂
道路照明灯の LED 照明導入率	80.1%	100%	
公園照明灯の LED 照明導入率	53.4%	100%	

（2）再生可能エネルギーの利用推進

- ◎ 再生可能エネルギーの導入
- ◎ 温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの調達

進行管理指標	現状値 2022 年度	目標値 2030 年度	温室効果ガス 削減見込量 2030 年度
公共施設への太陽光発電設備設置割合	32%	50%	166t-CO ₂
公共施設で調達する電力における 再生可能エネルギーが占める割合	24%	60%	1,077t-CO ₂

（3）公用車の電動化推進

- ◎ 公用車の電動化
- 公用車の適正利用

進行管理指標	現状値 2022 年度	目標値 2030 年度	温室効果ガス 削減見込量 2030 年度
公用車における電動車の割合	14%	100%	129t-CO ₂

（4）ファシリティマネジメント施策との連携

- 施設の適正配置
- DX の推進
- 建築物の省エネルギー化の推進

第5章 推進体制及び進行管理

1. 推進体制

庁内の推進組織である脱炭素社会実現推進本部を中心に関係各課が連携をとり、全庁的に計画を推進します。

また、職員への研修等を定期的実施し、必要な知識・情報の定着、環境意識の向上を図るとともに、取組の成果を見える化し、庁内で共有することで、さらなる取組の推進、環境意識の向上を図ります。

2. 推進体制に基づく各組織の役割

各部署は、施策の検討、取組の積極的な実践、エネルギー使用量等の実績把握を行い、事務局へ報告します。事務局は、各部署からの報告のとりまとめ、温室効果ガス排出量の算定、改善策の検討を行い、脱炭素社会実現推進本部幹事会に報告します。幹事会は、計画の進捗状況を点検及び評価し、必要に応じて見直しを指示します。推進本部は、幹事会からの報告を受け、計画の進捗状況及び見直し案について承認を行います。

3. 進行管理

取組や目標に対する計画全体の進捗状況を PDCA サイクルに基づき進行管理する。また、計画の進捗状況、評価及び見直しについて公表します。